

# 第57回 産業まつり

## 出展参加者募集のお知らせ

表記の件につきまして、下記要領により出展参加者を募集いたします。  
別紙申込書によりお申込みください。



詳細  
detail

■開催日時 令和5年11月11日(土) 10時00分～15時00分 / 12日(日) 9時30分～15時00分

■開催場所 市民の森ふれあいホール、駐車場など

■出展資格 ①～④のいずれかに該当すること。⑤以降はすべてに該当すること

①日野市内※にある日野市商工会会員事業者(過年度の会費未納がない事業所)

※店舗、事務所、代表者の自宅等いずれかが日野市内にあること

(場合により、別途市内に住所を有することを確認する書類を提出いただく場合があります。)

②市内商工業の団体

③市内商工業者等が中心となって組織する②以外の団体

④その他主催者が特に認めた事業所等

⑤物販等については、自店で常時販売している商品を主に展示販売し、その出品物の管理ができる事業所等。飲食については、自店で通常販売している飲食物を適正かつ衛生的に管理販売できる事業所等

⑥搬入した器材及び排出されたゴミを持ち帰ることができる事業所等

⑦火器を使用する場合は、消火器を用意できる事業所等

⑧上記を満たし、出展に関する遵守事項(裏面参照)を遵守できる事業所等

飲食の出展においては、出展者説明会に出席できる事業者等

(説明会及び祭事当日は日本語の話せる方の同席をお願いしております。)

■出展料 ・屋外(販売) 1小間 21,000円(税込)

・ふれあいホール内(展示) 1小間 14,000円(税込)

・ふれあいホール内(販売) 1小間 21,000円(税込)

※出展料には、会場施設維持協力費1,000円を含みます。

※出展料は出展者説明会時にご持参ください。(出展者説明会以降のキャンセルは出展料の返金はいたしません。)

■出展方法 展示、実演、販売(展示販売、実演販売含む)、その他

■募集数 1小間のテントは間口360cm、奥行270cm

・屋外 40小間(火気使用 25小間、一般15小間)

・ふれあいホール 36小間

※一事業所、原則1小間(実行委員会が必要と認めた場合は、2小間まで)

※応募多数の場合は、抽選とさせていただきます。

キッチンカーに関しては、車両のサイズ等を事前に確認の上、販売時の状態を含め上記小間数に収まるようにお申込みください。

■注意事項

- ①関係官公署の認許可(警察署、税務署等)を要する品目については、出展者が取得してください。  
ただし、飲食関係出店者における保健所への許可申請は、商工会が一括して行いますので、  
出典申込時にその場で別紙資料をご記載、ご提出ください。
- ②飲食関係の方は、原則1区画のテントでは食べ物1品目と飲み物1品目までしか扱えませんが、1区画のテントを半分に区切ることにより、最大で食べ物2品目と飲み物2品目を扱えます。  
(飲食関係の出展例参照)。1小間のテントで飲食と物品は扱えません。
- ③飲食関係で同種類の申込多数の場合は、企画委員会により調整させて頂く場合もありますのでご了承ください。
- ④酒類専門卸・小売業者以外の出店者は、酒類を販売しないでください。

■申込方法 商工会窓口にて用意されている申込書(日野市商工会HPよりダウンロード可能)に必要事項を記入の上、商工会窓口にお持ちください。

申込受付期間 令和5年9月1日(金)から令和5年9月8日(金)16時まで(厳守)

出店者説明会 令和5年10月3日(火)13時30分～ 日野市商工会3階

日野市産業まつり出展参加に伴う遵守事項  
Observance

- ① 事業所等の名義貸しによる出展は行わないこと
- ② 飲食関係においては、提出した品目のみを取り扱うこと
- ③ 日野市産業まつりにおける行事開催届で申請を行うため、臨時営業許可書やキッチンカーでの出展であっても、3品目以上の取扱いは行わないこと
- ④ 会場内は、禁煙となりますので、喫煙は決められた場所で行うこと
- ⑤ 使用する電力については、事前に申請している使用電力の容量を超えないこと  
また、使用する器具についても予め申請している器具を使用すること
- ⑥ 搬入・搬出時の車輛については、最徐行で通行し、事故の無いよう十分に注意し、走行すること
- ⑦ 酒類専門卸、酒類小売業者以外の出店者は、酒類の販売をしないこと
- ⑧ 使用した道具(鉄板、コテ、寸胴など)を会場内の水道では、絶対に洗わないこと
- ⑨ 油等を排水溝に流さないこと
- ⑩ 火器を使用する場合は、消火器を用意すること
- ⑪ 雨天の場合、原則的に開催いたしますが、台風等で荒天(荒天が予想される場合も含む)の場合、主催者の判断で中止となることがあります。中止となった場合、出展に係る経費についての費用弁償は一切行いません
- ⑫ 第57回日野市産業まつり商工展部門出展要綱を遵守するとともに、商工展実行委員会の指示に従うこと

※上記の遵守事項を遵守していただけない場合には、出展許可を取り消すことがあります。  
出展許可を取り消された場合、出展に係る経費についての費用弁償は一切行いません。